

# 笠岡市障害福祉計画（第2期）

平成21年度～23年度

平成21年3月  
笠岡市

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 第2期障害福祉計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 障害者自立支援法	5
5 第1期計画の分析・課題及び今後必要な取組等	7

## 第2章 計画がめざすこと

1 計画の基本理念	9
2 サービスの確保に関する基本的な考え方	9

## 第3章 必要サービス量の見込み及び確保の方策

1 平成23年度の目標値の設定	11
2 指定障害福祉サービス等	13
3 地域生活支援事業	17

## 第4章 計画の推進

1 障害計画の見直し時期	26
2 計画の達成状況の点検及び評価	26

## 資 料 編

資料1：障害のある人の状況	27
資料2：笠岡市福祉施策審議会委員名簿	33
資料3：笠岡市障害福祉計画策定に係る意見を聞く会名簿	34
資料4：笠岡市障害福祉計画（第2期）作成経過	35

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 第2期障害福祉計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

本市では、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者等の「完全参加と平等」の実現を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指すため、平成11年3月に「笠岡市障害者福祉計画（夢ウエルプラン）」を策定し、様々な障害福祉施策を推進してきました。

このような状況の中、平成18年に、障害者等の自立を支援する観点から、支援費制度の障害種別ごとのサービス格差等の状況を踏まえ、障害福祉サービスを充実し、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法は、平成18年4月から一部施行され、10月からの本格的な施行により、平成23年度までに新体系サービスへの移行が予定されています。

### (2) 計画策定の趣旨

平成11年3月に策定した障害者基本法による「笠岡市障害者福祉計画（夢ウエルプラン）」は平成17年度末で終了したことから、新たな「第2次笠岡市障害者福祉計画」を策定し、障害福祉施策について計画的な推進を図ることとしました。

「第2次笠岡市障害者福祉計画」の理念を踏まえ、調和を保ちながら、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な事業実施を目的として、平成18年度から20年度を計画期間とする笠岡市障害福祉計画（第1期）（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向けた計画目標値を掲げ、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

今年度においては、国から示された基本指針及び第1期計画の検証・評価を踏まえ、上位計画である「第2次笠岡市障害者福祉計画」との整合を図りながら、平成21年度から23年度までを期間とする第2期障害福祉計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、国が定める基本指針に即して策定されるものです。

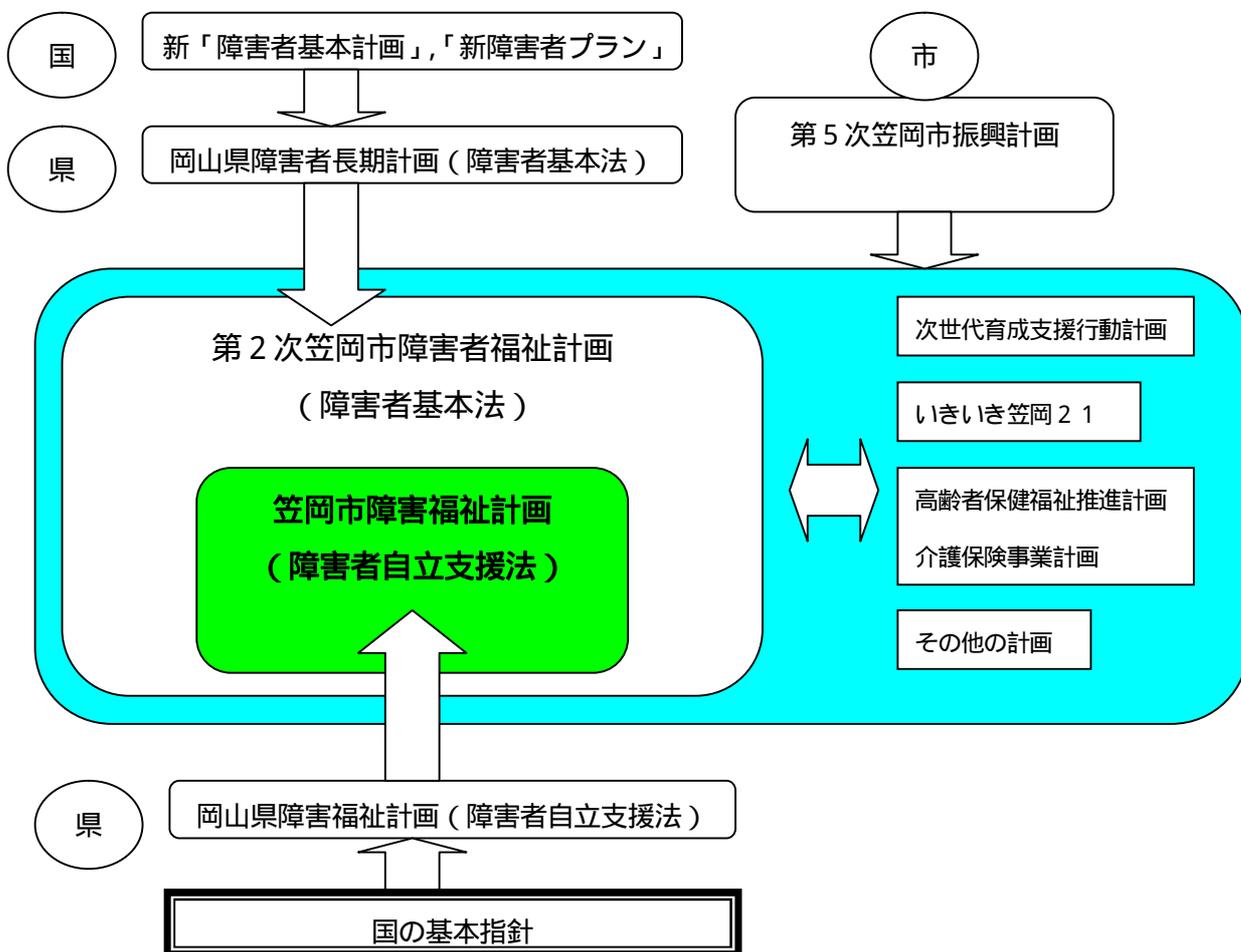
さらに、この計画では、平成23年度における障害福祉サービス等の必要量の見込のほか、具体的な数値目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき推進方策等についても策定し、「第2次笠岡市障害者福祉計画」と相まって、障害福祉サービスの基盤整備の一層の推進を図ろうとするものです。

### (2) 「第2次笠岡市障害者福祉計画」との関係

「第2次笠岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づいた「市町村障害者計画」であり、「障害者等のための施策に関する基本的な長期計画」です。

「笠岡市障害福祉計画」は、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」に限定されたものであるのに対し、「第2次笠岡市障害者福祉計画」は、障害福祉施策全般に及ぶものとなります。

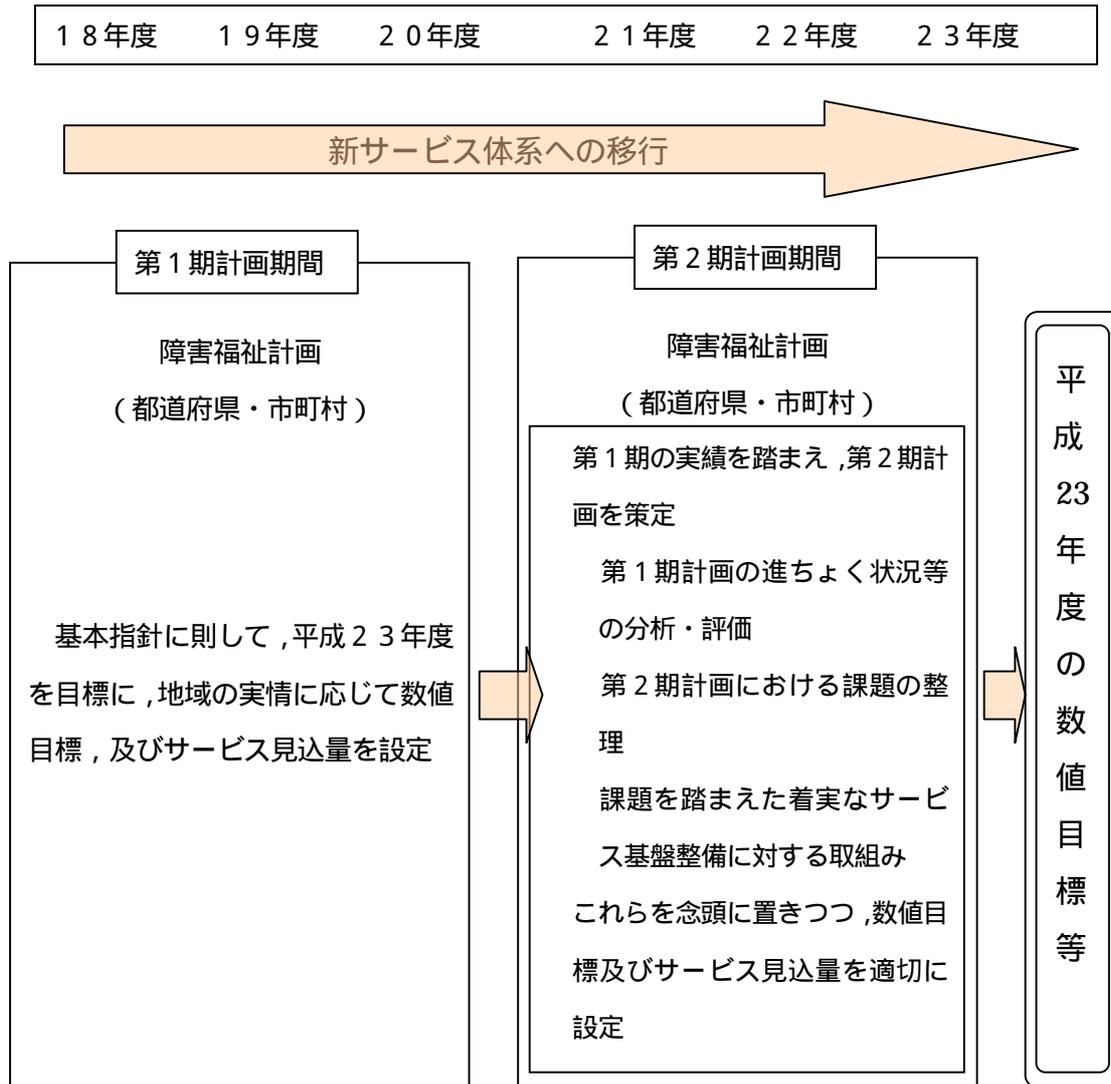
### 障害福祉計画の位置づけ



(3) 「制度移行期における計画の位置づけと計画策定の留意点

この計画は、計画期間が障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行期間(平成18年度～23年度)の後半にあたることから、第1期計画を基本的に踏襲しながら、サービス利用の実績・課題等を踏まえ、新体系における事業の定着や新たな課題への対応を図っていく計画とします。

制度移行期における第2期障害福祉計画の位置づけ



また、目標値・サービス見込量に対する国の基本的考え方において、国が第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は、基本的には第2期計画の策定に当たっても変更しないことから、本市においても第1期の数値目標の考え方は変更しないことを基本としますが、現状把握・分析に基づいて適宜修正するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが必要です。(別途、都道府県の障害福祉計画では、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数を設定し、これに必要な障害福祉サービス等の見込量を設定することとなっています。)

さらに、第1期計画からの計画内容の主な変更点としては、都道府県の障害福祉計画に関わる部分も含め、次のように項目が示されているので、第2期計画の策定に当たって留意する必要があります。

都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等に関する事項  
・都道府県が圏域単位を標準として計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、関連する内容を市町村障害福祉計画に反映させる必要があります。

障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

・受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下、「退院可能精神障害者」という。）の地域生活への移行を促進するため、都道府県は市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、この事業による平成23年度末までの退院者数の目標値を踏まえて、平成21年度末から23年度末までの各年度の退院者数の目標値を設定したうえで、当該目標値を踏まえ、必要となる各年度の指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定めることとなっています。

相談支援体制の充実・強化に関する事項

・地域における適切なサービス利用を支える相談支援体制のさらなる充実・強化が必要との認識のもとで、地域自立支援協議会の在り方を計画上明確に位置づける必要があります。

一般就労への移行支援の強化に関する事項

・都道府県が「工賃倍増五か年計画」を作成した場合、平成23年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることとされました。また、福祉施設等における障害者の雇用確保の観点から、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載をして、取り組みを進めることとされました。

虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項

・障害者に対する虐待防止に対する取り組みが一層求められていることから、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応などについて、地域全体でシステム整備を行うことが必要なことから、これらに関する記載を計画に盛り込むこととなりました。

地域生活支援事業に関する事項

・第1期計画での集計不可項目を修正することとなりました（「利用見込者数」から「実利用見込者数」への修正）。

なお、障害者自立支援法の改正があった場合、第2期障害福祉計画の見直し等

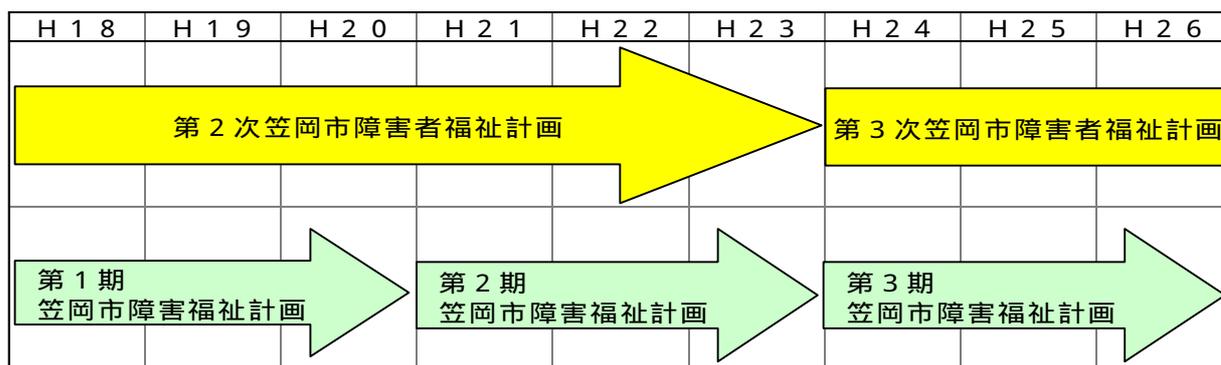
の対応が必要となることも考えられます。

### 3 計画の期間

この計画は、平成21年度～平成23年度までの3年間とします。

ただし、この計画は、障害者自立支援法の施行の状況等を十分に踏まえながら、必要に応じて見直すなどの対応を行います。

計画期間の予定



### 4 障害者自立支援法

障害者自立支援法による改革は、「自立と共生の社会」を実現するため、次のような内容になっています。

#### (1) 障害者施策を3障害一元化

身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた3障害に対するサービスを、共通の制度のもとで実施していくこととなります。

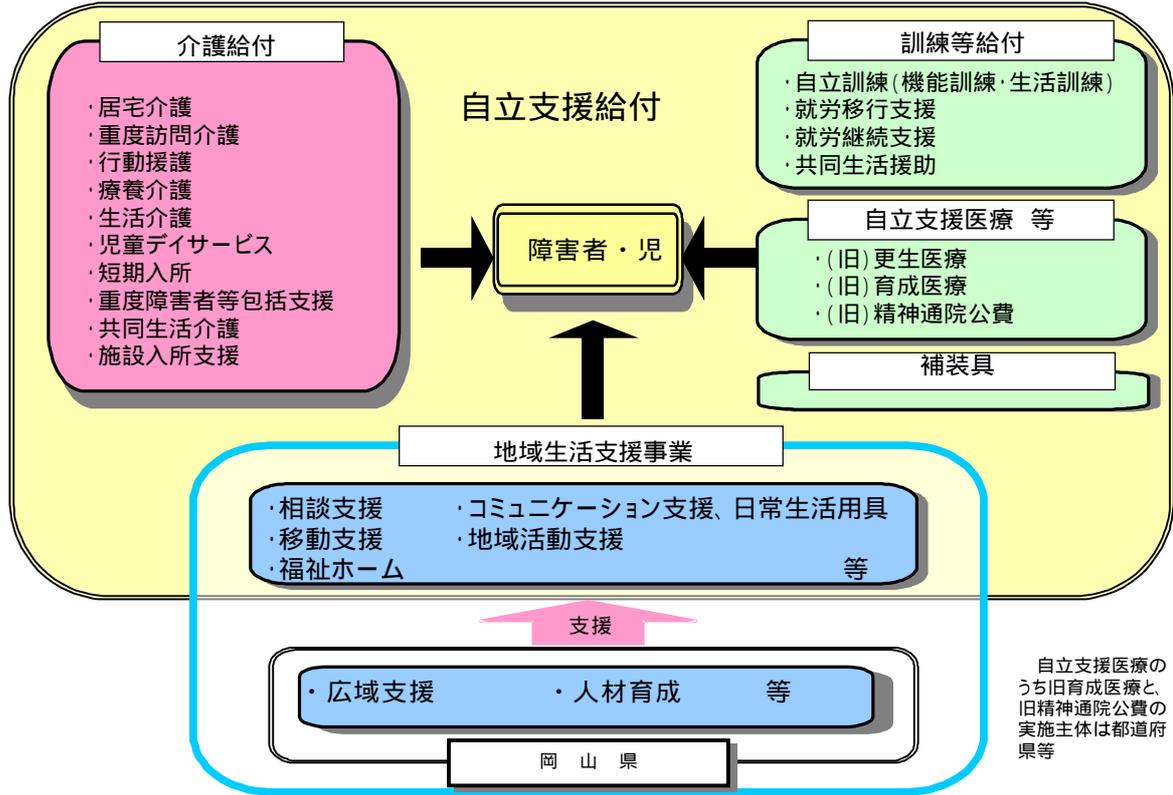
#### (2) 利用者本位のサービス体系に再編

障害種別や障害程度により複雑に分立している現行の施設や事業体系を、利用者本位のサービス体系に再編していきます。

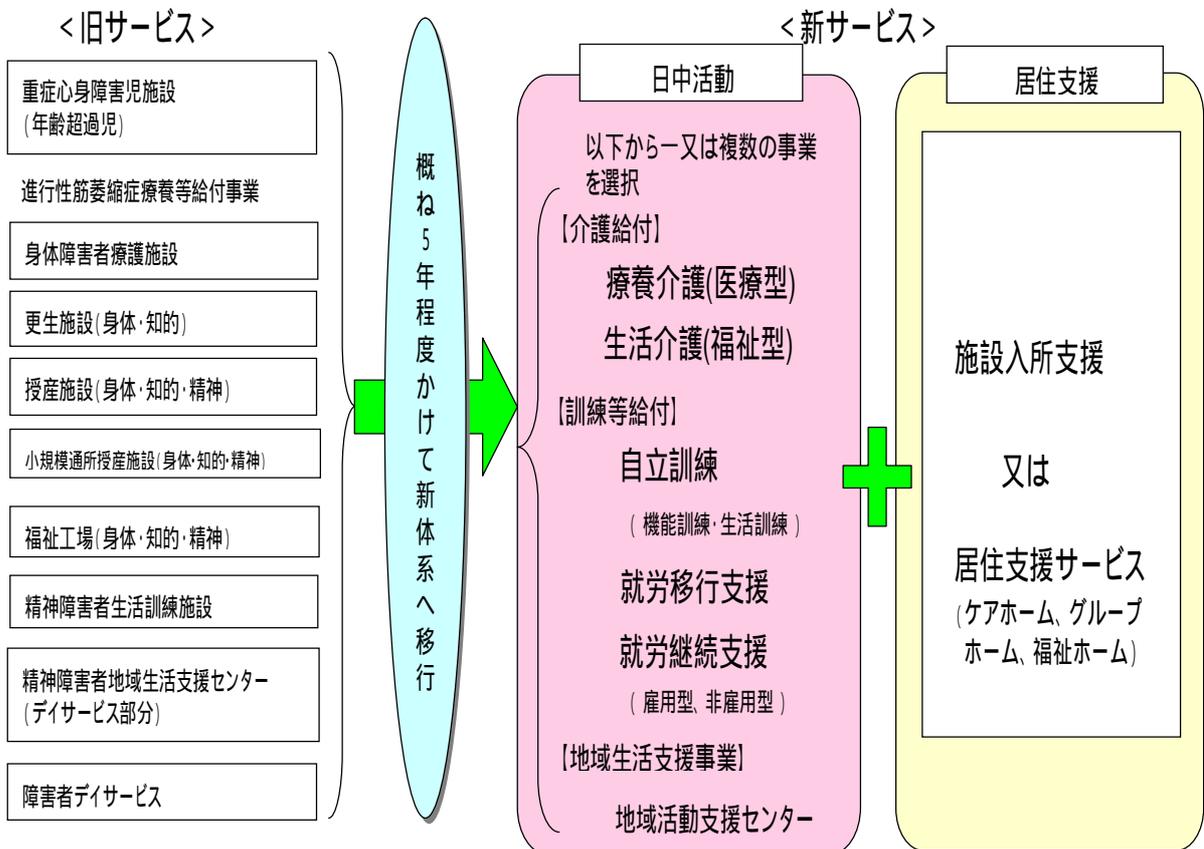
#### (3) 就労支援の抜本的強化

福祉と雇用との連携、協働を強化し、働きたいと願う障害者がもっと働ける社会を目指していくこととなります。今後は、障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるための支援を展開していくことが求められています。

## 新たな障害福祉サービス体系



## 施設・事業体系の見直し



#### (4) 支給決定の透明化，明確化

サービスの給付において，客観的な尺度（障害程度区分）を導入して，支援の必要な障害者が必要なサービスを利用できる体制づくりを構築していくことが必要です。また，障害程度区分の認定と支給決定に際して，利用者等に対する説明責任が果たせるよう，区市町村に障害認定審査会（医師，看護師，精神保健福祉士等の保健・医療福祉に関する実務者や識見を有する者で構成）を設置することが義務づけられています。

#### (5) 安定的な財源の確保

支援費制度以後の利用者の急増により，現状のままでは制度を維持することが困難であることから，国の費用負担を義務化するとともに，必要なサービス量を確保するため，サービスの利用者を含めて，社会全体で費用を負担し，制度を支え合う仕組みを導入することです。

### 5 第1期計画の分析・課題及び今後必要な取組等

#### (1) 第1期障害福祉計画の分析・評価

##### 自立支援給付事業

訪問系サービス，居住系サービス（施設入所支援を除く）については，概ね計画どおり順調に推移しています。

日中活動系サービスについては，平成19年度全体実績で利用人数が約7割，サービス量で6割強でした。

就労移行支援や就労継続支援A型（雇成型）など，障害者自立支援法の定める新たなサービスは，事業者が経営的な不安定要因を抱えることが想定されることから，法の施行から現在までサービスを提供する事業者が少ない状況にあります。

こうしたことから，サービス種別のうち，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型などのサービスは，提供事業者が市内になく，近隣市においても提供事業者が限られているため利用が進んでおらず，サービス提供事業者の確保が必要になってきています。

居住系サービスについては，概ね計画に沿って推移していますが，旧法施設から障害者自立支援法の新体系への移行が遅れているため，施設入所支援サービス実績は目標値の約5割でした。

相談支援事業については，サービス利用計画作成について相談支援を委託している相談支援センター等で支援しており，指定相談支援事業所からの実績はありませんでした。

## 地域生活支援事業

### 1) 必須事業

相談支援事業，コミュニケーション支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業，地域活動支援センター事業の必須事業全般について，概ね計画どおり順調に推移しています。

### 2) その他事業

生活支援事業（生活訓練等事業），日中一時支援事業，社会参加促進事業（スポーツ・レクレーション教室開催等事業，芸術・文化講座開催等事業，点字・声の広報等発行事業，奉仕員養成研修事業，自動車運転免許取得・改造助成事業）については，概ね計画どおり順調に推移しています。

福祉ホーム事業，身体障害者自立支援事業については，早急な事業実施が必要になってきています。また，訪問入浴サービス事業については，サービス提供事業者の確保が必要になってきています。

## (2) 課題及び今後必要な取組等

障害者自立支援法の施行から3年が経過し，障害者施策において3障害（身体，知的，精神）の制度格差を解消するため一元化されたサービス体系となり，共通の基盤のもとでサービスが展開されていますが，事業者のサービス提供に対する日額報酬制の導入などにより，サービスの種類によっては採算性などの問題などから，障害者のニーズに対して事業者が不足しているサービスが見られます。

特に，地域での生活や就労に向けた訓練等のサービスでは，サービス提供事業者が不足しています。こうしたサービスについては，介護予防や介護を目的とした介護保険制度などのサービスとは目的が異なるため，介護保険事業者などの参入があまり期待できず，障害福祉サービス提供事業者の確保が課題となってきています。

また，施設入所の障害者や，長期入院から退院する精神障害者などの地域移行が進むにつれ，居住の場の確保はもとより，居宅介護などの訪問系サービスや日中活動系サービスがこれまで以上に必要となってきます。

こうしたことから，障害者の地域生活を支援し，利用者主体のケアマネジメントが受けられるよう，相談支援事業者，サービス提供事業者，関係機関などとのネットワークによる相談支援体制を構築していきます。

また，障害者の地域移行を支援していくため，住宅入居等支援事業等に取り組んでいきます。

## 第2章 計画がめざすこと

### 1 計画の基本理念

「ノーマライゼーションの構築」、「リハビリテーションの推進」、「バリアフリーの促進」を基本とする第2次笠岡市障害者福祉計画の理念を踏まえつつ、次に掲げる視点で計画を作成します。

#### (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

#### (2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、サービス内容の充実とサービス水準の均てん化を図ります。

#### (3) 障害者等の求めるサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### 2 サービスの確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、障害福祉計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

#### (1) 必要な訪問系サービスを提供

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、障害者のニーズに対応した訪問系サービスを提供します。

#### (2) 希望する障害者等に日中活動サービスを提供

生活介護や就労継続支援、地域活動支援センターへのサービス移行等を推進することにより、希望する障害者等に日中活動を提供します。

(3) グループホーム等の充実を図り，施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・福祉ホーム（市営住宅の改修利用を含む）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また，地域生活への移行が困難な重度障害児や高次脳機能障害者等について，生活の場の確保を図ります。

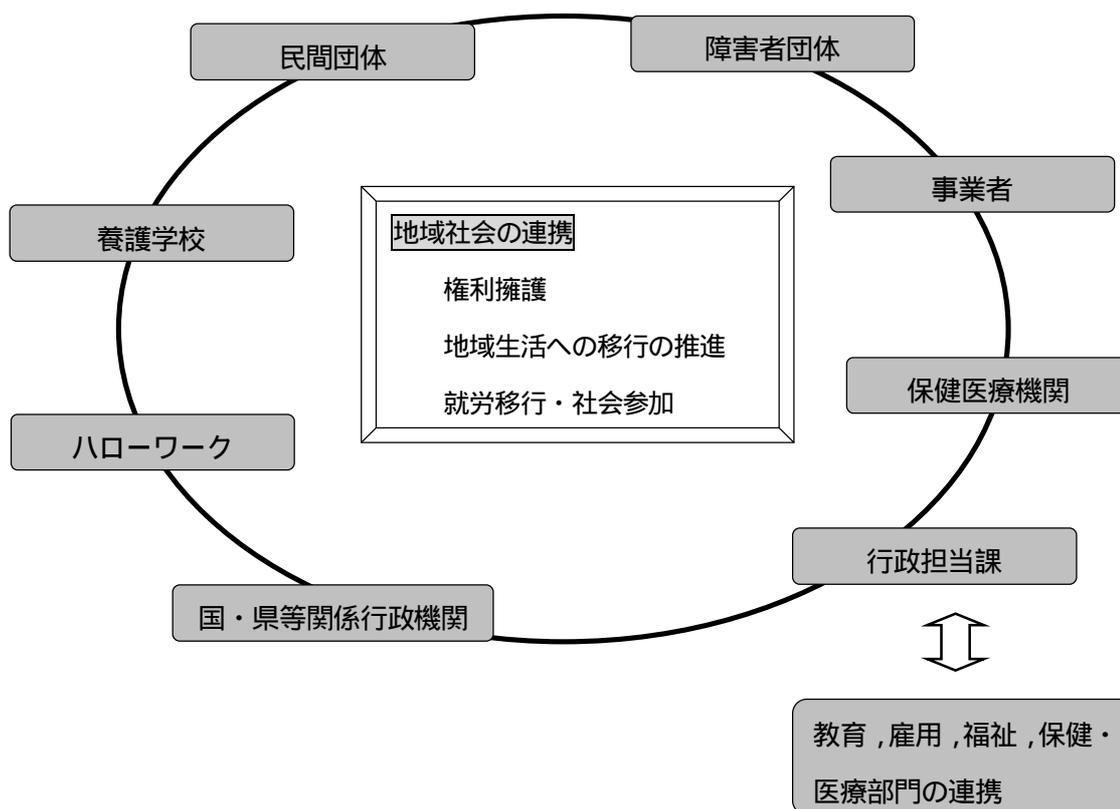
(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により，福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，就労継続支援事業により，福祉施設での雇用の場を提供します。また，就労期間の安定・長期化を図るため，ジョブコーチ制度等の利用を促進します。

(5) 相談支援の提供体制の確保

障害者等，とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには，障害福祉サービスの提供体制の確保とともに，こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠です。そのため，地域の实情に応じ，中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに，相談支援事業を効果的に実施するため，障害福祉サービス事業者，雇用，教育，医療といった関連する分野の関係者等を含めたネットワーク（地域自立支援協議会）を構築します。

< 地域自立支援協議会 >



### 第3章 必要サービス量の見込み及び確保の方策

#### 1 平成23年度の目標値の設定

この計画における基本理念等を踏まえ、国の示す基本指針及び「県の基本的考え方」を踏まえ、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、それぞれ、次の事項について数値目標を設定し、その達成に向けて、施策等を講じていきます。

##### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に関する障害者のニーズ等も踏まえ、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、平成23年度末において、グループホームや一般住宅等の地域生活に移行する者の数値目標を次のとおりとします。

ただし、数値目標の推進にあたって、居住の場の選択は、障害者の意向が基本となることから、福祉施設への入所が必要とされる障害者には必要な入所サービスが提供されるよう留意します。

#### 国の基本指針に掲げる数値目標

- 1 第1期障害福祉計画作成時点の福祉施設入所者の1割以上が、平成23年度末まで地域生活に移行することを目指す。
- 2 また、新規入所者数等も考慮し、平成23年度末まで福祉施設への入所者総数を7%以上減少することを目指す。

項目	数値	考え方
第1期障害福祉計画作成時点の施設入所者数(A)	102人	平成17年10月1日の全施設入所者
【目標値】 地域生活移行数	11人 (11%)	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した者の数
【目標値】 減少見込	11人 (11%)	平成23年度末段階の減少見込数

##### (2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者について、地域の社会資源を有効活用し、グループホーム整備等の移行条件を整えていくことにより平成23年度末までの退院可

能精神障害者の退院の目標値を次のとおりとします。

**国の基本指針に掲げる数値目標**

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（ ）のすべてが退院することを目指し、平成23年度末までの目標を定める。

退院可能精神障害者 約69,000人（平成14年度患者調査から推計）

項目	数値	考え方
第1期障害福祉計画作成時点	38人	第1期障害福祉計画作成時点の退院可能精神障害者数（国の数値と市の人口により推計）
【目標値】 退院数	32人	上記のうち、平成23年度末までに退院を目指す数です。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度末までに一般就労に移行する者の数に関する数値目標を次のとおりとします。

**国の基本指針に掲げる数値目標**

1 平成23年度末までに、福祉施設から一般就労へ移行する者の数を第1期障害福祉計画作成時点の4倍以上とすることを目指す。

（ ）一般就労に移行する者：一般に企業に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者になった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者を指す。

2 平成23年度までに第1期障害福祉計画作成時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。

3 平成23年度において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援事業（A型）を利用することを目指す。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期障害福祉計画 作成時点の年間一般 就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し，一 般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般 就労移行者数	7人	平成23年度において福祉施設を退所し，一 般就労する者の数

障害者の就労促進のため，公共職業安定所，井笠地域障害者自立支援協議会及び倉敷障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を図りながら，ジョブコーチによる支援事業やトライアル雇用等の促進に努めるとともに，障害者等への情報提供に努めていきます。

また，国の重点施策5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ，官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

## 2 指定障害福祉サービス等

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの必要見込量は，国が定めた基本指針を前提としつつ，第1期計画の実績等を勘案しながら算出しています。

なお，この必要サービス量算定に当たっては，第1期計画の地域生活や就労移行に関する目標年度（平成23年度）の数値目標を基本として，進ちょく状況等の検証・評価等を踏まえ，必要サービス量の見込み等を算出しています。

### (1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援）は，日常生活上の介護や支援が必要な障害者等が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

#### 必要な量の見込み

21年度以降の利用量については，平成19年度までの利用実績等を基に，第1期計画時の23年度目標値を踏襲し，次のとおり見込みます。

サービス種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)
居宅介護	41	608	49	636	47	696	52	732	59	770	66	810
重度訪問介護												
行動援護												
重度障害者等包括支援												

### 見込量確保のための方策

近年における利用者の増加と入院中の精神障害者の地域生活への移行及び新規のサービス利用者の増加を推計し、平成17年度の約1.8倍のサービス利用者を見込み、平成23年度のサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要であり、今後の新サービス体系に基づく提供体制の整備状況の把握に努めるとともに、引き続き高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との調整を行い、全てのサービスが選択できるよう多様なサービス提供主体の参入を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

障害者等の自立と社会参加の促進を図るために、必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型（雇成型））、就労継続支援（B型（非雇成型））、療養介護、児童デイサービス、短期入所）が受けられることが必要です。

また、児童デイサービスは、児童の療育機会確保の観点からも重要であるとともに、短期入所については、家族介護者への支援の観点からも有効です。

日中活動系サービスは、これまでに各施設が日中の時間帯に提供しているサービス機能を一部再編したもので、障害者の日中における活動を支えるための核となるサービスですが、これまでの移行状況を見ると、生活介護や就労継続支援B型（非雇成型）などについては、既存の旧体系の内容に近いサービスであり、比較的順調な移行状況となっています。

就労移行支援や就労継続支援A型（雇成型）など新たに創設されたサービスについては、就労移行支援は期限に定めのあるサービスであり、就労継続支援A型は利用者と雇用契約を結ぶ形での利用となることなどから、現在、このサービスを提供する事業者が極めて少なく、供給量の確保が課題となっています。

### 必要な量の見込み

平成21年度以降の利用量については、平成19年度までの利用実績、今後の自立支援法による新体系への移行等を勘案し、第2期計画の必要量を次のように見込みます。

第2期計画では、第1期計画時に見込んだ平成23年度目標値を基本的に踏襲していますが、自立訓練（生活訓練）については利用実績がなく、今後サービス提供が見込めない状況であり、また、就労移行支援については今年度見込が1人と実績がほとんどなく、第2期計画期間で若干名のサービス提供が見込める状況下であるため、両サービスについては下方修正します。

就労継続支援については、旧法施設から自立支援法による新体系への移行が見込める

ため、若干の上方修正を行います。就労継続支援Aは前述のとおりサービス提供事業者が見込めない状況ですが、国の基本指針により就労継続支援サービス見込量の3割を目指す計画とします。

また、児童デイサービスについては、井笠管内（浅口市）に1か所開設が見込まれるため、23年度目標値を上方修正します。

サービス種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実利用者数 (人/月)	実績数値 (人日分/月)	実利用者数 (人/月)	実績数値 (人日分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)
日中活動系サービス 全体の見込量	30	519	39	772	59	1,073	83	1,826	105	2,310	134	2,948
生活介護	18	285	25	455	38	640	56	1,232	71	1,562	87	1,914
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	2	44
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0	1	22	3	66	6	132
就労移行支援	0	0	0	0	1	22	2	44	4	88	6	132
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	1	21	2	44	4	88	10	220
就労継続支援(B型)	12	234	14	317	19	390	22	484	22	484	23	506
療養介護	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/
児童デイサービス	25	79	24	55	22	81	23	79	24	82	25	85
短期入所	7	61	8	36	10	47	15	64	17	70	25	103

(注)日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続事業(A型、B型)の利用者数の合計です。

#### 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる必要のあるサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要です。

サービス提供体制については、サービス提供事業者の新体系への移行の状況やサービス需要の動向の把握に努めるとともに、法定サービスへの参入促進を図るなど、希望する障害者等がこれら日中活動系サービス等の提供を受けられることを目指して、必要なサービス量が充足されるよう努めます。

特に精神障害者に対する日中活動系のサービスは、従来、主に小規模作業所等により提供されていてサービスが限定されていたことから、今後、精神障害者への新体系サービスの提供体制を拡大するため、関係機関の連携を強化していきます。

### (3) 居住系サービス

障害者等が自立し、地域社会で生活していくためには、障害者本人の意向を尊重しつつ、「生活の場」が十分確保されていることが必要であり、特に、福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホーム、ケアホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

#### 必要な量の見込み

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、比較的順調な移行状況になっており、また、施設入所支援については旧法施設から新法体系への移行によりサービス量の増が見込まれるため23年度目標値は第1期計画の目標値を踏襲します。

サービス種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)
共同生活援助	27		28		29		33		36		40	
共同生活介護												
施設入所支援	11		17		24		60		74		88	

#### 見込量確保のための方策

地域生活への移行を進めるため、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となり、今後の地域移行の状況を把握し、適切に居住基盤の整備促進を進めます。

また、公営住宅の活用など、より多様な住居確保の支援を検討していきます。

施設入所や入院から地域生活へ短期間で移ることができない障害者には、その中間のステップとして、関係機関と協力し移行に関する本人への指導・補助体制を構築します。

### (4) その他のサービス（指定相談支援）

障害者等に対して効果的なサービス提供を行うためには、様々な種類のサービスを適切に組み合わせ、計画的に利用できるようにすることが必要です。

#### 必要な量の見込み

サービス利用計画作成について、今後、指定相談支援事業所における利用促進が見込まれるため、第1期計画の目標値を踏襲します。

サービス種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	実績数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	実利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)
相談支援	0		0		0		19		23		27	

### 見込量確保のための方策

入所・入院から地域生活への移行や在宅の障害福祉サービスの利用が進むにつれて、サービス利用計画作成の需要が高まってきますので、相談支援サービスの必要な方が利用できるよう、指定相談支援事業所のサービス提供の確保に努めます。

## 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって地域の実情や利用者の状況等に依りて実施する事業です。生活上の相談、手話通訳・ガイドヘルパー等の派遣、日常生活用具の給付など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。また、市町村及び都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって効果的なサービスを提供していくものです。

多くの福祉サービスが含まれている地域生活支援事業は、障害者のニーズ等を踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、今後の市の実情や状況に応じて柔軟な事業形態による運営を行います。

### (1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

21年度以降の利用量については、平成19年度までの利用実績等を基に、第1期計画時の23年度目標値を基本的に踏襲して目標値を設定しますが、必須事業の日常生活用具給付等事業（排泄管理支援用具）、地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センター型）と、その他事業の日中一時支援事業については実績量の推移等から上方修正します。

事業名	18年度		19年度		20年度		備考欄
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
1 相談支援事業							
(1)相談支援事業							
障害者相談支援事業	3箇所		3箇所		3箇所		箇所数・井笠3市2町で実施
地域自立支援協議会	有		有		有		実施の有無 井笠3市2町で実施
(2)市町村相談支援機能強化事業	無		有		有		実施の有無
(3)住宅入居等支援事業	無		無		無		実施の有無
(4)成年後見制度利用支援事業	無		無		無		実施の有無
2 コミュニケーション支援事業							
「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載	1箇所	8人	1箇所	5人	1箇所	5人	実設置者数 月間実利用者数
3 日常生活用具給付等事業							
(1)介護訓練支援用具	3件		1件		7件		年間給付等件数
(2)自立生活支援用具	7件		5件		13件		年間給付等件数
(3)在宅療養等支援用具	2件		2件		5件		年間給付等件数
(4)情報・意思疎通支援用具	4件		8件		10件		年間給付等件数
(5)排泄管理支援用具	560件		1,187件		1,300件		年間給付等件数
(6)住宅改修費	1件		1件		1件		年間給付等件数
4 移動支援事業							
	33人		39人		40人		月間実利用者数
	295時間		244時間		264時間		月間延べ利用時間数
5 地域活動支援センター 他市町村に所在する地域生活支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	3箇所	43人	3箇所	55人	3箇所	49人	箇所数・月間実利用者数
(1)地域活動支援センター 型	1箇所	17人	1箇所	27人	1箇所	22人	箇所数・月間実利用者数
(2)地域活動支援センター 型	1箇所	17人	1箇所	18人	1箇所	17人	箇所数・月間実利用者数
(3)地域活動支援センター 型	1箇所	9人	1箇所	10人	1箇所	10人	箇所数・月間実利用者数
(4)地域活動支援センター型 (基礎的部分のみ)	-	-	-	-	-	-	箇所数・月間実利用者数

事業名	21年度		22年度		23年度		備考欄
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
1 相談支援事業							
(1)相談支援事業							
障害者相談支援事業	3箇所		3箇所		1箇所 集中型		箇所数・井笠3市2町で実施
地域自立支援協議会	有		有		有		実施の有無 井笠3市2町で実施
(2)市町村相談支援機能強化事業	有		有		有		実施の有無
(3)住宅入居等支援事業	無		有		有		実施の有無
(4)成年後見制度利用支援事業	無		有		有		実施の有無
2 コミュニケーション支援事業	1箇所	7人	1箇所	8人	1箇所	9人	実設置者数 月間実利用者数
「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載							
3 日常生活用具給付等事業							
(1)介護訓練支援用具	8件		10件		10件		年間給付等件数
(2)自立生活支援用具	13件		14件		14件		年間給付等件数
(3)在宅療養等支援用具	8件		10件		10件		年間給付等件数
(4)情報・意思疎通支援用具	12件		15件		19件		年間給付等件数
(5)排泄管理支援用具	1,360件		1,420件		1,480件		年間給付等件数
(6)住宅改修費	1件		2件		2件		年間給付等件数
4 移動支援事業							月間実利用者数
	40人		40人		40人		月間延べ利用時間数
		285時間		308時間		333時間	
5 地域活動支援センター	3箇所	62人	3箇所	66人	3箇所	70人	箇所数・月間実利用者数
他市町村に所在する地域生活支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載							
(1)地域活動支援センター型	1箇所	26人	1箇所	28人	1箇所	30人	箇所数・月間実利用者数
(2)地域活動支援センター型	1箇所	26人	1箇所	28人	1箇所	30人	箇所数・月間実利用者数
(3)地域活動支援センター型	1箇所	10人	1箇所	10人	1箇所	10人	箇所数・月間実利用者数
(4)地域活動支援センター型 (基礎的部分のみ)	-	-	-	-	-	-	箇所数・月間実利用者数

事業名	18年度			19年度			20年度			備考欄
	実施箇所数	実利用者数		実施箇所数	実利用者数		実施見込み箇所数	実利用見込み者数		
6 その他の事業										
(1)福祉ホーム事業	-	-		-	-		0箇所	0人		箇所数・月間実利用者数
(2)盲人ホーム事業	-	-		-	-		-	-		箇所数・月間実利用者数
(3)訪問入浴サービス事業	事業実施数	実利用者数	利用回数	事業実施数	実利用者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	
	-	-	-	0箇所	0人	0回/月	0箇所	0人	0回/月	
(4)身体障害者自立支援事業	事業実施数	実利用者数	利用回数	事業実施数	実利用者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	
	-	-	-	-	-	-	0箇所	0人	0回/月	
(5)重度障害者在宅就労促進特別事業	-	-		-	-		-	-		箇所数・月間実利用者数
(6)更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業										
更生訓練費給付事業		-			-			-		年間給付者数
施設入所者就職支度金給付事業		-			-			-		年間給付者数
(7)知的障害者職親委託制度		0人			0人			0人		年間実職親委託者数
(8)生活支援事業										
生活訓練等事業	14回	123人		15回	149人		16回	155人		年間開催回数・年間実利用者数
本人活動支援事業	-	-		-	-		-	-		年間開催回数・年間実利用者数
ボランティア活動支援事業	-	-		-	-		-	-		年間開催回数・年間実利用者数
福祉機器リサイクル事業	-	-		-	-		-	-		年間件数・年間実利用者数
その他生活支援事業	-	-		-	-		-	-		
(9)日中一時支援事業	19箇所	32人		19箇所	29人		19箇所	29人		実施箇所数・月間実利用者数
(10)生活サポート事業	-	-		-	-		-	-		事業実施者数・月間実利用者数
(11)社会参加促進事業										
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	4回	155人		4回	138人		4回	170人		年間開催回数・延べ参加者数
芸術・文化講座開催等事業	3回	121人		3回	86人		3回	100人		年間開催回数・延べ参加者数
点字・声の広報等発行事業	3種類	20回		3種類	20回		3種類	20回		種類数・年間の発行回数
奉仕員養成研修事業	3講座	14人		3講座	3人		3講座	12人		講座数・実養成講習修了(登録)者数
自動車運転免許取得・改造助成事業		3件			2件			3件		年間助成件数
その他社会参加促進事業										
(12)経過的ディサービス事業		5人								月間実利用者数

事業名	21年度			22年度			23年度			備考欄
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数		実施見込み箇所数	実利用見込み者数		実施見込み箇所数	実利用見込み者数		
6 その他の事業	/			/			/			
(1)福祉ホーム事業	-	-		-	-		1箇所	5人		箇所数・月間実利用者数
(2)盲人ホーム事業	-	-		-	-		-	-		箇所数・月間実利用者数
(3)訪問入浴サービス事業	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	
	-	-	-	-	-	-	1箇所	4人	4回/月	
(4)身体障害者自立支援事業	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	事業実施見込み数	実利用見込み者数	利用回数	
	-	-	-	-	-	-	1箇所	1人	1回/月	
(5)重度障害者在宅就労促進特別事業	-	-		-	-		-	-		箇所数・月間実利用者数
(6)更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業	/			/			/			
更生訓練費給付事業		-			-			1人		年間給付者数
施設入所者就職支度金給付事業		-			-			1人		年間給付者数
(7)知的障害者職親委託制度		0人			0人			1人		年間実職親委託者数
(8)生活支援事業	/			/			/			
生活訓練等事業	17回	166人		18回	176人		20回	195人		年間開催回数・年間実利用者数
本人活動支援事業	-	-		-	-		-	-		年間開催回数・年間実利用者数
ボランティア活動支援事業	-	-		-	-		-	-		年間開催回数・年間実利用者数
福祉機器リサイクル事業	-	-		-	-		-	-		年間件数・年間実利用者数
その他生活支援事業	-	-		-	-		-	-		
(9)日中一時支援事業	19箇所	30人		19箇所	30人		19箇所	30人		実施箇所数・月間実利用者数
(10)生活サポート事業	-	-		-	-		-	-		事業実施者数・月間実利用者数
(11)社会参加促進事業	/			/			/			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	4回	180人		4回	192人		4回	205人		年間開催回数・延べ参加者数
芸術・文化講座開催等事業	3回	119人		3回	122人		3回	125人		年間開催回数・延べ参加者数
点字・声の広報等発行事業	3種類	20回		3種類	20回		3種類	20回		種類数・年間の発行回数
奉仕員養成研修事業	3講座	3人		3講座	12人		3講座	4人		講座数・実養成講習修了(登録)者数
自動車運転免許取得・改造助成事業		3件			3件			3件		年間助成件数
その他社会参加促進事業	/			/			/			

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え

事業名	事業内容	実施に関する考え方
1 相談支援事業		
(1)相談支援事業		
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じて必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助等を行います。	センター集中型への移行に努めます。
地域自立支援協議会	関係機関とのネットワークを強化し、相談支援事業をはじめとする各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い障害者等の地域生活を支援します。	関係機関とのネットワーク化を広域的に進めます。
(2)市町村相談支援機能強化事業	専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。	積極的に事業を進めます。
(3)住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅等への入居を希望しているが、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域移行を支援します。	早急に事業実施します。
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者等の権利擁護を図ることを目的に、その申立てに要する経費等の全部又は一部を助成します。	早急に事業実施します。
2 コミュニケーション支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚障害者等に、手話通訳者等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者等を派遣する事業等を実施します。	積極的に事業を進めます。
3 日常生活用具給付等事業	次の用具の購入費用の助成を行います。	
(1)介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子など。	用具の購入費用の助成を行います。
(2)自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など障害者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(3)在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害者（児）が在宅療養等を支援する用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(4)情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(5)排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(6)住宅改修費	障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	用具の購入費用の助成を行います。
4 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。	積極的に事業を進めます。
5 地域活動支援センター	障害者等を通わせて、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等、障害者の地域生活支援の促進を図ります。	3 障害を統合した拠点施設整備を検討します。
(1)地域活動支援センター 型	相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	市の施設のため、指定管理者制度による委託とします。
(2)地域活動支援センター 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	サービス需要量により拡大を図ります。
(3)地域活動支援センター 型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。	サービス需要量により拡大を図ります。
(4)地域活動支援センター（基礎的部分のみ）	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の実情に応じた支援を行います。	サービス需要量により拡大を図ります。

事業名	事業内容	実施に関する考え方
6 その他の事業		
(1)福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。	早急に事業実施します。
(2)盲人ホーム事業	盲人ホームの運営費の一部を助成します。	サービス需要に応じ、実施を検討します。
(3)訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。	早急に事業実施します。
(4)身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅や福祉ホーム等に居住している重度身体障害者等に対し、ケアグループによる介護サービスを提供します。	早急に事業実施します。
(5)重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等での就労するための訓練等の支援を行います。	サービス需要に応じ、実施を検討します。
(6)更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業		
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業等を行う施設に入所している障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	サービス需要に応じ、実施します。
施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業等を利用し、就職等により、自立する障害者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。	サービス需要に応じ、実施します。
(7)知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与え、ともに雇用の促進と職場定着性を高める事業を行います。	知的障害者の自立更生を図るために実施します。
(8)生活支援事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。	
生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	対象者や講座内容を拡大します。
本人活動支援事業	知的障害者が、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援します。	今後のサービス需要の把握を進めます。
ボランティア活動支援事業	精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者に斡旋します。	今後のサービス需要の把握を進めます。
その他生活支援事業	その他、日常生活上必要な訓練・指導、本人活動支援等を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
(9)日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的預かりを行います。	積極的に事業を進めます。
(10)生活サポート事業	介護給付支給決定以外のものであって、障害者等が地域で自立した生活を行うために、日常生活に関する支援、家事などの支援を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
(11)社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。	積極的に事業を進めます。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツレクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者等のスポーツ普及を図るために、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を実施します。	積極的に事業を進めます。
芸術・文化講座開催等事業	障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設け、障害者と健常者の交流、理解促進を図ります。	積極的に事業を進めます。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、市の広報紙等の点字版、音訳版等を発行し、障害者等が地域生活をおくる上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。	積極的に事業を進めます。
奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進のために、手話講習会、要約筆記講習会、点字講習会等の奉仕員養成研修を実施します。	積極的に事業を進めます。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	未実施の運転免許取得助成事業の実施を検討します。
その他社会参加促進事業	その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行います。	積極的に事業を進めます。

### (3) 地域自立支援協議会とそのあり方について

#### 地域自立支援協議会の位置づけ

障害者自立支援法第77条の第1項で、市町村が実施する地域生活支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則第65条の10で「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が規定されています。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会の設置が求められています。

#### 井笠地域障害者自立支援協議会の目的

井笠地域の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）の自立した地域生活を支援するために、関係機関のネットワークを形成するとともに、委託相談支援事業者の中立・公正性を確保するための運営評価、相談支援専門員の資質の向上を図るなど、障害者自立支援法の円滑な推進に寄与します。

なお、井笠地域障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）は、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町及び里庄町が設置しています。

#### 相談支援の提供体制の確保について

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、自立支援協議会では、身体・知的・精神の3障害別の障害者相談支援センター3か所において、障害者からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整など相談支援を行っています。

その際、自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら、関連する支援機関のメンバーで具体的に協議を行い、適切な相談支援を行います。

また、自立支援協議会では、関係機関のネットワークのあり方、地域支援体制の中軸となる相談支援のあり方について協議を行っています。

### 虐待防止への取り組み

現在，虐待・いじめ・DV等の相談，対応については，市役所内の虐待・いじめ・DV等の実務者ネットワーク会議が中核となり，関連部署（課）で連携をとり，適切・迅速な対応を行っています。

また，自立支援協議会のネットワークの活用により，市役所内の虐待・いじめ・DV等の実務者ネットワーク会議と連携し，障害者等に対する虐待の未然防止はもとより，虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発の防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の見直し時期

障害福祉計画は、3年を1期として作成することとなっています。このため、第3期障害福祉計画については、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として、次期策定の第3次笠岡市障害者福祉計画(平成24年度～29年度)と整合性を図り、また、国の基本指針に基づき、岡山県障害福祉計画との整合性を図りながら作成します。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

「笠岡市福祉施策審議会」において、この計画に定める内容の進行管理や達成状況等の検証を行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

# 資料編

## 障害のある人の状況

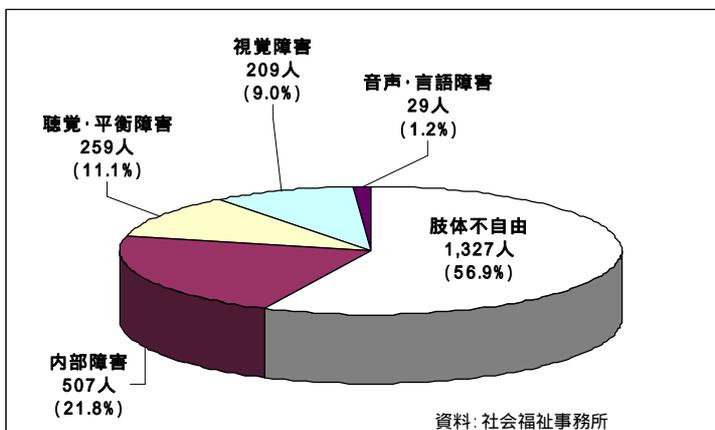
【資料1】

### 1 身体障害者（児）の状況

#### (1) 身体障害者（児）の手帳所持者数と割合（平成20年4月1日現在）

(単位：人)

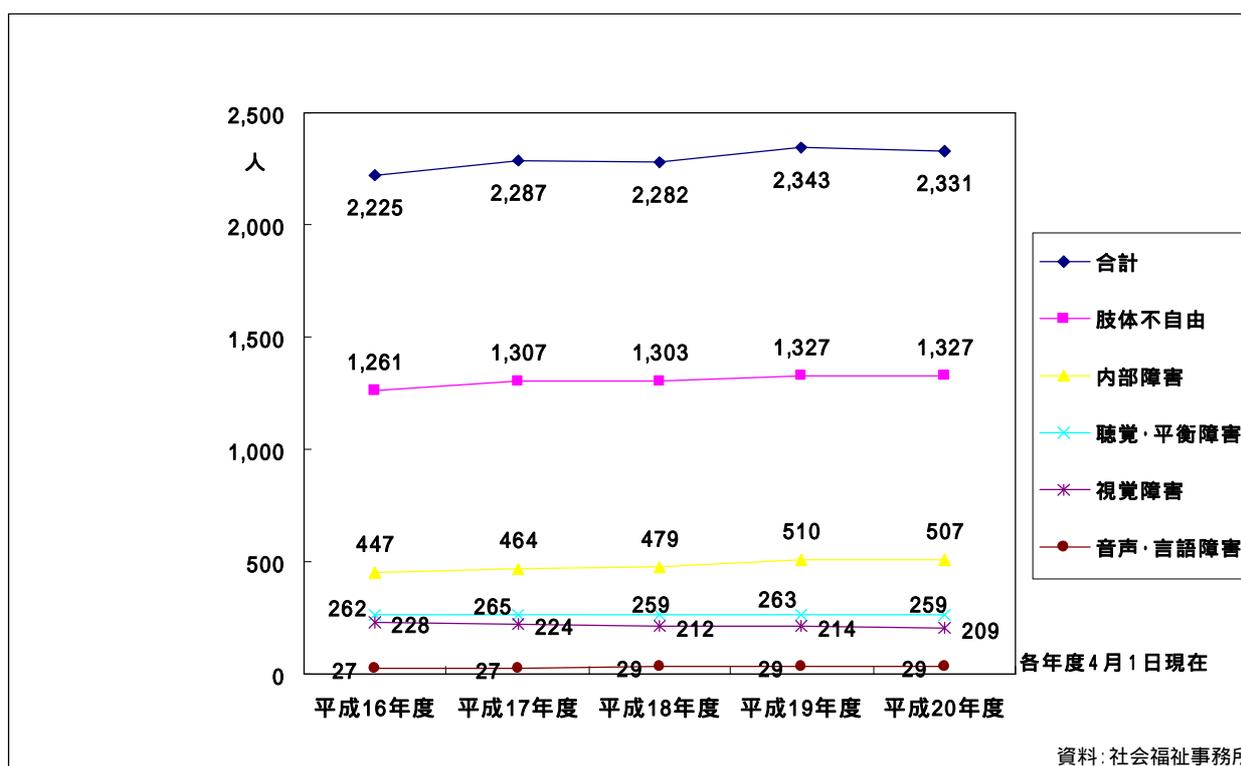
肢体不自由	1,327
内部障害	507
聴覚・平衡障害	259
視覚障害	209
音声・言語障害	29



#### (2) 身体障害者（児）の手帳所持者数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

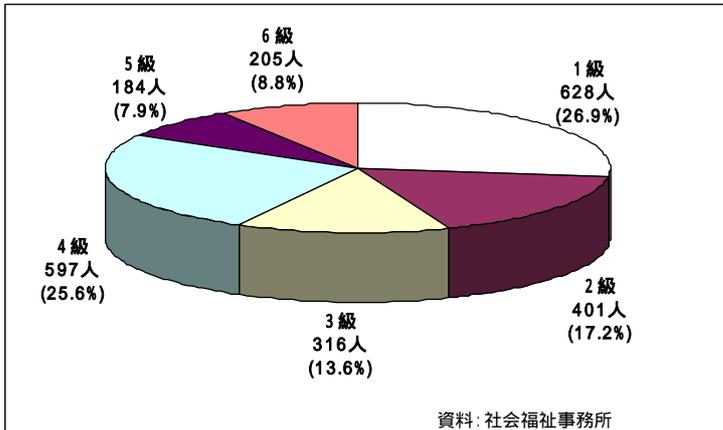
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計	2,225	2,287	2,282	2,343	2,331
肢体不自由	1,261	1,307	1,303	1,327	1,327
内部障害	447	464	479	510	507
聴覚・平衡障害	262	265	259	263	259
視覚障害	228	224	212	214	209
音声・言語障害	27	27	29	29	29



(3) 障害等級別人数と割合

平成20年4月1日現在(単位:人)

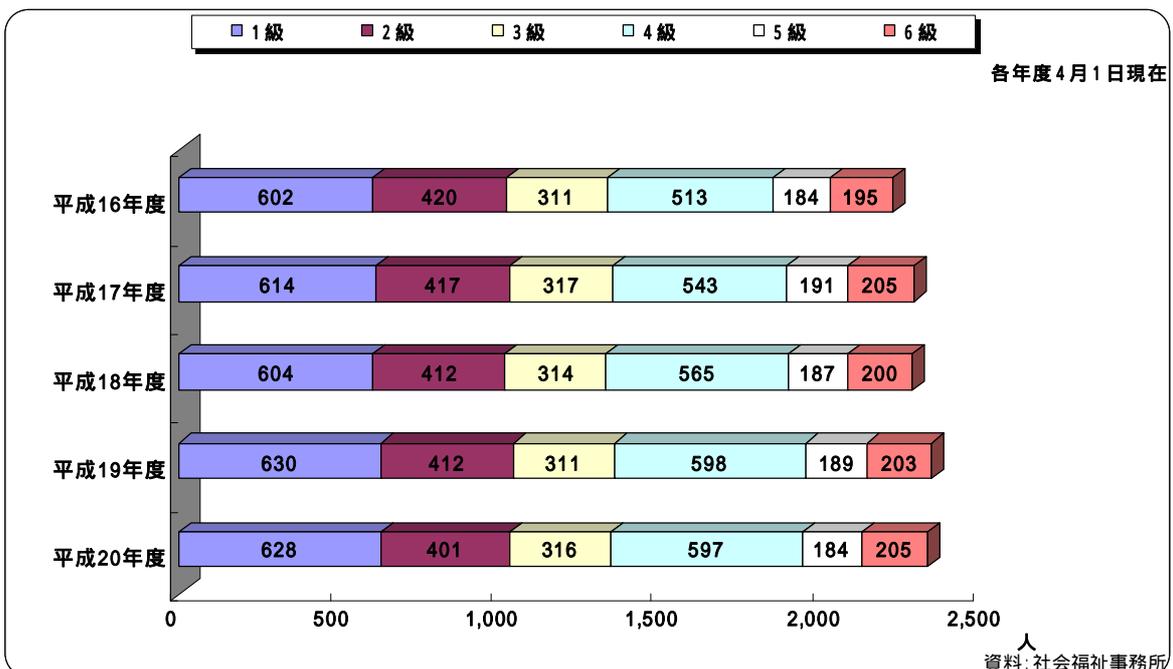
1級	628
2級	401
3級	316
4級	597
5級	184
6級	205



(4) 障害等級別人数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
1級	628	630	604	614	602
2級	401	412	412	417	420
3級	316	311	314	317	311
4級	597	598	565	543	513
5級	184	189	187	191	184
6級	205	203	200	205	195
総数	2,331	2,343	2,282	2,287	2,225

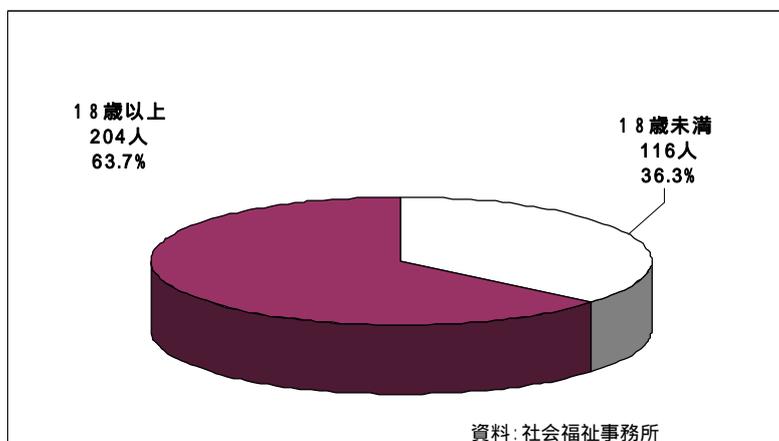


## 2 知的障害者（児）の状況

### (1) 知的障害者（児）の療育手帳所持者数（年齢区分別）

平成20年4月1日現在(単位:人)

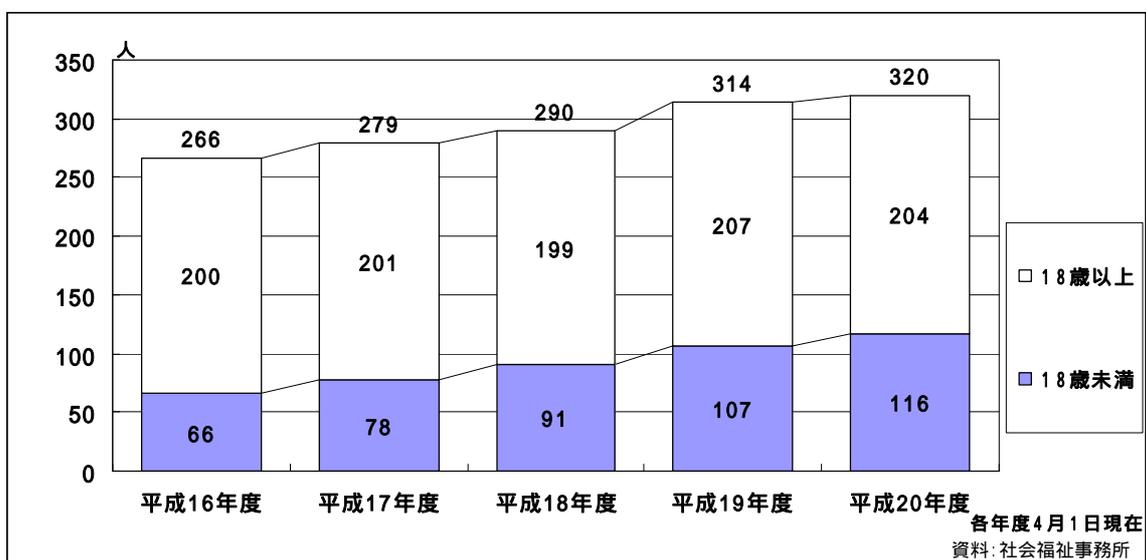
18歳未満	116
18歳以上	204



### (2) 知的障害者数の推移（年齢区分別）

各年度4月1日現在(単位:人)

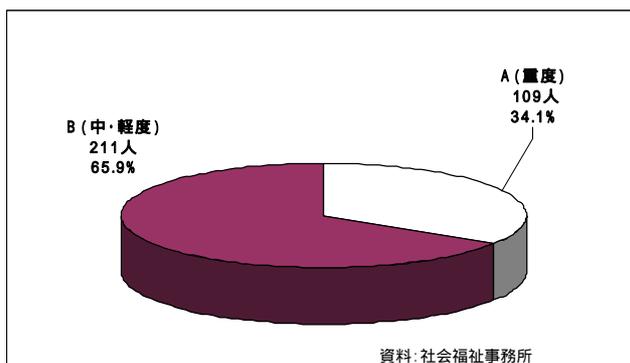
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
18歳未満	66	78	91	107	116
18歳以上	200	201	199	207	204
総数	266	279	290	314	320



### (3) 知的障害程度別人数と割合

平成20年4月1日現在(単位:人)

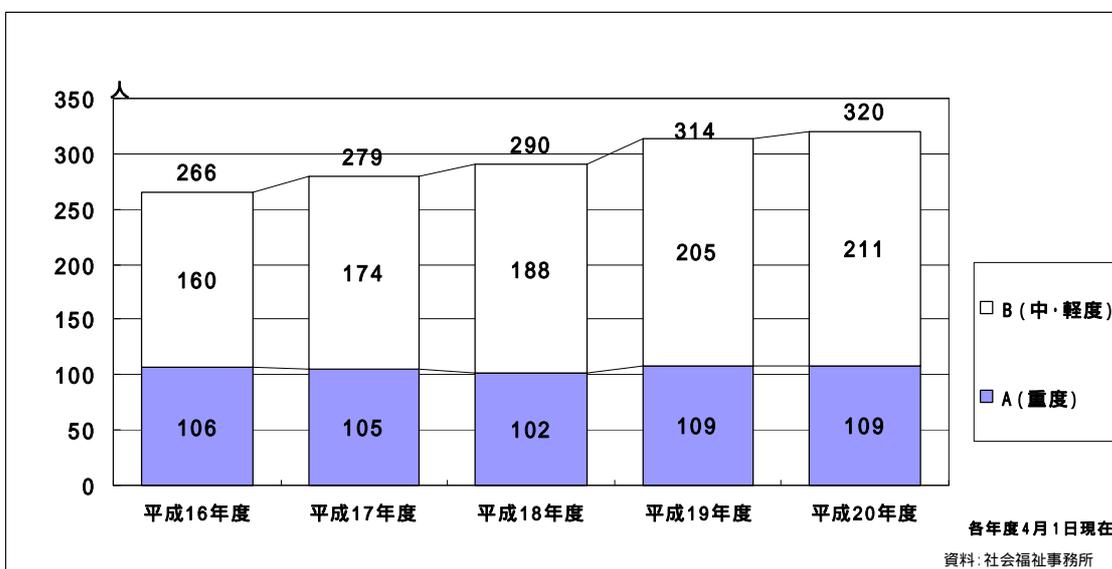
A(重度)	109
B(中・軽度)	211



#### (4) 知的障害程度別人数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A(重度)	106	105	102	109	109
B(中・軽度)	160	174	188	205	211
総数	266	279	290	314	320

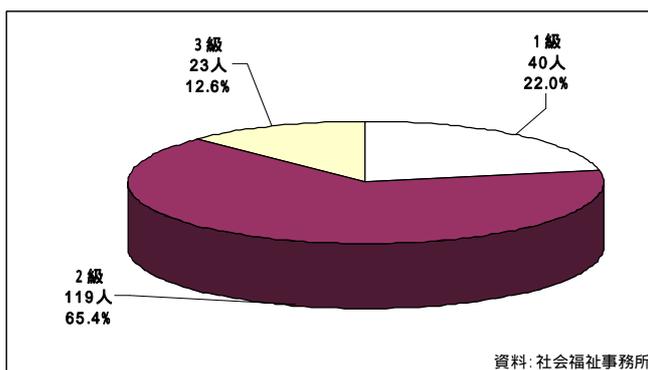


### 3 精神障害者の状況

#### (1) 精神障害者の保健福祉手帳所持者数と割合

平成20年4月1日現在(単位:人)

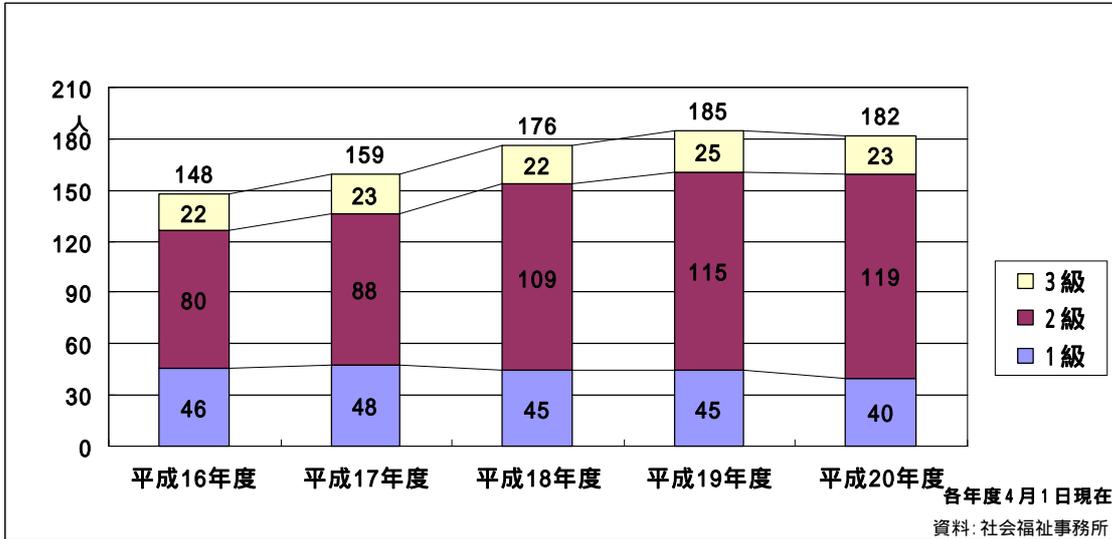
1級	40
2級	119
3級	23



(2) 精神障害程度別人数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

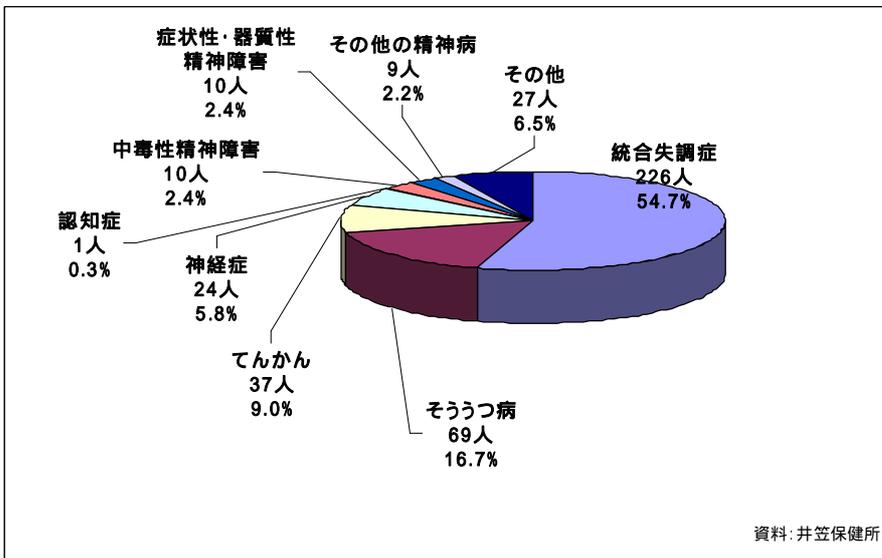
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1級	46	48	45	45	40
2級	80	88	109	115	119
3級	22	23	22	25	23
総数	148	159	176	185	182



(3) 自立支援医療費(精神通院)支給認定者数

平成20年4月1日現在(単位:人)

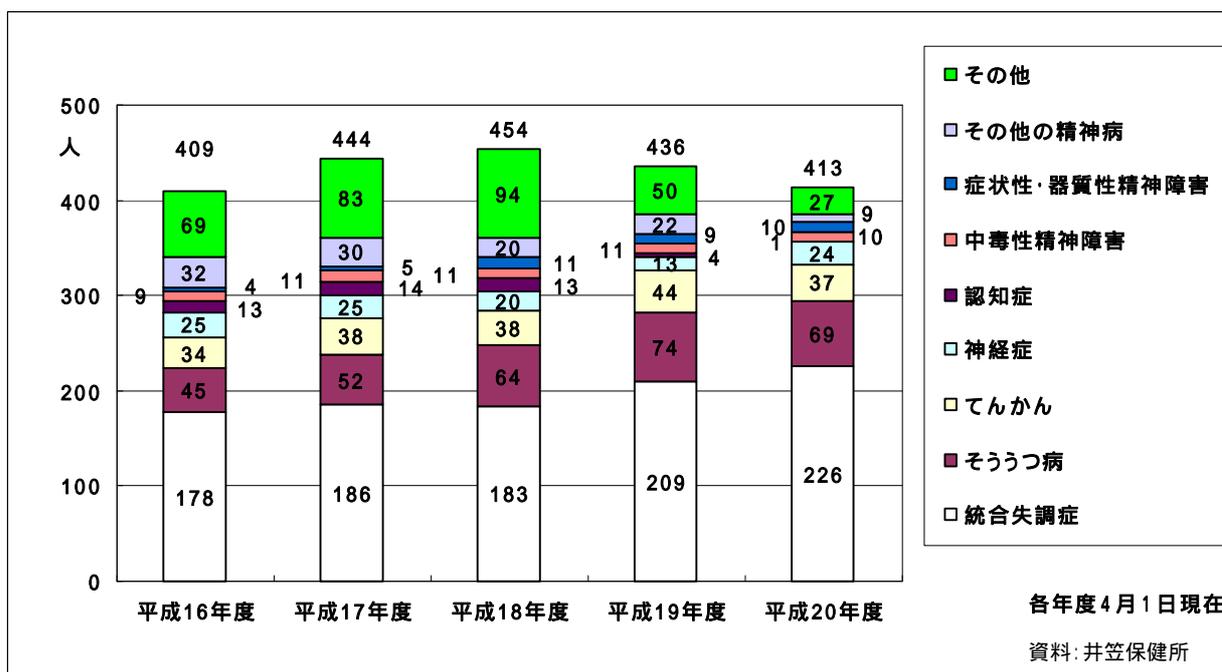
統合失調症	226
そううつ病	69
てんかん	37
神経症	24
認知症	1
中毒性精神障害	10
症状性・器質性精神障害	10
その他の精神病	9
その他	27
総数	413



(4) 自立支援医療費(精神通院)支給認定者数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
統合失調症	178	186	183	209	226
そううつ病	45	52	64	74	69
てんかん	34	38	38	44	37
神経症	25	25	20	13	24
認知症	13	14	13	4	1
中毒性精神障害	9	11	11	11	10
症状性・器質性精神障害	4	5	11	9	10
その他の精神病	32	30	20	22	9
その他	69	83	94	50	27
総数	409	444	454	436	413



## 笠岡市福祉施策審議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
笠岡医師会	武 田 恒 雄	会 長
笠岡市歯科医師会	山 本 一 人	
笠岡市民生児童委員協議会	教 海 俊 應	
岡山県井笠保健所	徳 山 雅 之	
笠岡市教育委員会	谷 喜一郎	
笠岡市すみれ会家族の会	川 崎 榮 子	
笠岡市手をつなぐ親の会	野 村 泉	
笠岡市社会福祉事業会（幼児部）	原 田 啓 子	
NPO子ども劇場笠岡センター	宇 野 均 恵	副会長
社会福祉協議会	藤 井 守	
NPO岡山県介護支援専門員協会笠岡支部	藤 井 和 子	
笠岡市保育協議会	山 名 照 知	
一般公募	高 田 裕 子	
一般公募	畝 川 いずみ	
一般公募	菅 木 智 子	

## 笠岡市障害福祉計画策定に係る意見を聞く会名簿

区 分	所 属	氏 名
関係団体 (懇話会)	笠岡市手をつなぐ親の会	野 村 泉
	肢体不自由児父母の会	森 谷 恒 義
	岡山県聴覚障害者福祉協会笠岡支部	三 宅 徳 幸
	岡山県視覚障害者協会笠岡支部	玄 場 義 明
	笠岡第一病院腎友会	藤 井 鷄 生
	笠岡市すみれ会家族の会	川 崎 栄 子
	井笠地域重度障害児親の会「すてっぷ」	畝 川 いずみ
	笠岡生活と健康を守る会	高 芝 トシ子
	笠岡みみっとの会	原 田 末 子
関係施設	ときわ学園	杉 本 征 郎
	笠岡学園更生部	末 富 健 治
	こうのしま荘	伊 藤 信 孝
	手むすびルーム	南 野 雅 子
アドバイザー	笠岡手引きの会	藤 原 功 能
	ふぁみりあ	岡 本 達 也
	笠岡市社会福祉協議会	安 藤 和 哉
	笠岡病院	西 原 友 美

## 笠岡市障害福祉計画（第2期）作成経過

平成20年	7月10日	笠岡市福祉施策審議会へ見直し諮問
	11月17日	意見を聞く会（全委員）第1回会議
	12月19日	意見を聞く会（全委員）第2回会議 「笠岡市障害福祉計画（第2期）素案」について協議
	12月25日	笠岡市福祉施策審議会 「笠岡市障害福祉計画（第2期）素案」について協議
平成21年	1月21日～	パブリックコメント実施
	2月9日	
	2月19日	意見を聞く会（全委員）第3回会議 「笠岡市障害福祉計画（第2期）」の修正案について協議
	2月26日	笠岡市福祉施策審議会 「笠岡市障害福祉計画（第2期）」を諮る
	3月11日	「笠岡市障害福祉計画（第2期）」見直し答申